

# 船舶インシデント調査報告書

平成30年8月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年4月1日 09時15分ごろ
発生場所	北海道苫小牧市苫小牧港南南東方沖 苫小牧港東港地区東防波堤灯台から真方位160°27海里付近 （概位 北緯42°09.5′ 東経141°59.0′）
インシデントの概要	貨物船翔海丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年4月3日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 翔海丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	135079、有限会社六甲船舶、株式会社ジェイエスマリン
乗組員等に関する情報	機関長、四級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び機関長ほか3人が乗り組み、飼料約1,204tを積載し、約10ノットの対地速力で苫小牧港南南東方沖を航行中、主機が危急停止した。</p> <p>本船は、主機の潤滑油二次こし器（以下「本件こし器」という。）の出入口に差圧を生じ、潤滑油圧力が低下していたので、機関長が本件こし器を開放したところ、目詰まりしているのを認め、掃除を行ったのち、航行を再開したものの、再び主機の潤滑油圧力が低下し、主機の運転を断念した。</p> <p>本船は、来援したタグボートにえい航され、苫小牧港に入港した。</p> <p>本船は、本件こし器及び主機の潤滑油サンプタンク内部の掃除、主機の潤滑油の交換を約9か月前にそれぞれ行っていた。</p> <p>主機は、1年間の運転時間が約4,500時間であった。</p> <p>本船は、本インシデントが発生するまで、本件こし器の差圧を点検していなかった。</p> <p>機関長は、主機の潤滑油が汚損し、本件こし器が目詰まりしたと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、主機の潤滑油が汚損して本件こし器が目詰まりしたことから、潤滑油圧力が低下して主機が危急停止し、運航不能となったものと考えられる。

<b>原因</b>	本インシデントは、本船が、主機の潤滑油が汚損して本件こし器が目詰まりしたため、潤滑油圧力が低下して主機が危急停止し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 主機の潤滑油二次こし器は、差圧を点検し、必要に応じて開放して掃除すること。</li><li>・ 主機の潤滑油は、定期的に性状分析を行い、必要に応じて新替え等を行うこと。</li></ul>